

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書	P9	Ⅲ	12	(3)	イ				想定されるリスク分担	『本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。』と記載がありますが、現時点で貴市と民間事業者のリスク分担を想定したリスク分担表は作成されているか、また作成されている場合は開示可能か、ご教示下さい。	リスク分担表は作成しておりません。入札説明書に記載のとおり、リスク分担につきましては事業契約書をご確認下さい。リスク分担の内容は、各契約の条文中に定めております。
2	入札説明書	P28	Ⅷ	2	表5					都市計画事項	都市計画区域および用途地域が要求水準書と記載が異なりますが、要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書の「表5 都市計画事項」について、「都市都市計画区域内：市街化区域」は「市街化調整区域」に、「工業専用地域」は「指定なし」に、「防火区域」は「防火地域」に訂正します。また、防火区域（防火地域に修正）で「指定なし」とあるものは「建築基準法第22条区域」に訂正します。
3	入札説明書 添付資料3	P2	2	(2)						対価の算定方法	計画処理水量（m3/年）は、244,900m3 /年とし、全事業年間に於いて同一と考えてよろしいでしょうか。	計画処理水量は、令和7年度を除く全ての年度においては244,900m3/年としてください。令和7年度については、61,225m3/年（3か月分の水量）となります。
4	入札説明書 添付資料3	P3	2	(2)	ア					対価の支払い方法	「固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。」とありますが、端数調整は3月にするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。月額を均等化する際に1円未満は切り捨て、その端数の合計を3月に合算して支払います。
5	入札説明書 添付資料3	P3	2	(2)	ア					対価の支払い方法	添付資料3.4（4）ウ（イ）に、「改定後の変動費に基づき算定された変動費に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる」とありますので、変動費単価（円／m3）は、1円未満切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	変動費単価（円／m3）は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満を切捨てとします。また「改定後の変動費に基づき算定された変動費…」は「改定後の変動費単価に基づき算定された変動費…」に訂正します。
6	入札説明書 添付資料3	P4	4	(2)	表1					見直しに係る評価指標について	消費税を除く国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）及び消費税を除く企業向けサービス価格指数の2015年基準は、令和6年（2024年）12月で終了すると予想されますので、その場合は2020年基準で初回から計算すると考えてよろしいでしょうか。また、同様に2020年基準が終了する場合は、2025年基準に移行すると考えてよろしいでしょうか。	2015年基準が終了した場合は、新基準となる2020年基準指数の公表をもって、移行されるものとし、以降最新の基準に置きかえるものとします。また、運営業務委託費の初回の見直しは令和6年7月とし、2015年基準を用います。
7	入札説明書 添付資料3	P4	4	(2)	表1					対価の支払い方法	最近のウクライナ情勢等による燃料費高騰は特に、本施設の電気代の高騰にも影響し、鎮静化は数年かかると予測されます。このため、変動費のインデックスを「無機化学工業製品」の他に「消費税を除く 類別/電力・都市ガス・水道」ないしは「消費税を除く 小類別/電力」などを区分していただけないでしょうか。	電気料金（従量料金）については、落札者の決定後、評価指標をご提案いただいた上で、評価指標の内容、改定方法について事業契約締結までに協議により決定します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
8	入札説明書 添付資料3	P4	4	(4)						委託費見直し方法	運営業務委託費の見直しの手順は、受注者から発注者へ、基準年度の前年7月初旬に添付資料3_4 (2) 表1 評価指標（インデックス）に基づく「(例) 物価変動に係る指標報告書」を提出し、確認、協議すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、運営業務委託費の見直しにおける基準値との比較に用いるインデックス（前年6月から当年5月までの平均値）については、受注者から発注者に書面で提出頂くこととなります。
9	入札説明書 添付資料3	P4	4	(4)						委託費見直し方法	本施設の稼働開始が令和8年1月1日ですので、初回の見直しは、令和7年7月で、改定があった場合の委託費の変更は令和8年4月以降と考えるとよろしいでしょうか。	初回の改定は令和6年7月で、改定後の委託費への反映は令和8年1月以降とします。
10	入札説明書 添付資料3	P4	4	(4)	ア	(ア)	a			固定費の見直し	合計改定値が前回の固定費合計より±1.5%を超えている場合は、各固定費改定率が±1.5%を超えていない場合であっても、各固定費毎に各固定費改定率で改定するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	入札説明書 添付資料3	P5	4	(4)	ア	(ア)	b			変動費の見直し	「MO : 契約時点の変動費 [円/t] 」とありますが、「契約時点の変動費単価 [円/t] 」と読み替えてもよろしいでしょうか。 同様に、「見直し後の変動費 : M x 」は「見直し後の変動費単価 : M x 」と読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	入札説明書 添付資料3	P6	4	(4)	ウ	(イ)				端数処理	「改定後の変動費は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満を切り捨てる。」とありますが、「改定後の変動費単価は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満を切り捨てる。」と読み直してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、入札説明書は「改定後の変動費単価」は、小数点以下第六位までを採用し、小数点以下第六位未満を切り捨てる。 改定後の変動費単価に基づき算定された変動費に1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。」に訂正します。
13	要求水準書 設計・建設業務編	P2	第1章	第3節	1	1)				地形・地質等	敷地境界ポイント座標が分かる現地測量図がありましたら、ご提供願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
14	要求水準書 設計・建設業務編	P2	第1章	第3節	1	4)	(2)			プラント用水および生活用水	市水道管φ100からの分岐となっていますが、分岐想定箇所（本施設建設場所前）での水圧をご教授願います。基本的に、直結給水方式が可能と判断しても宜しいですか。	市水道の水圧は0.15～0.74MPaです。詳細な水圧は調査しなければわかりません。 直結給水方式の可否は、設計協議の上、千葉市水道事業事務所と事業者の協議で決定していきます。
15	要求水準書 設計・建設業務編	P3	第1章	第3節	1	4)	(4)			排水	生活排水（浄化槽で処理）およびプラント排水は、調整槽へ移送となっていますが、調整槽とは浸出水調整槽と読み替えて宜しいですか。 他の記載事項でも同様に読み替えて宜しいですか。	お見込みのとおり、「(4) 排水」に記載の調整槽は浸出水の調整槽を意図しています。
16	要求水準書 設計・建設業務編	P3	第1章	第3節	1	4)	(4)			排水	場内排水（雨水）に関し、雨水放流水路の基本的な構造がわかる資料がありましたら、ご提供願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
17	要求水準書 設計・建設業務編	P3	第1章	第4節	1						排水に関する基準値	処分場をゴルフ場として跡地利用とのことですが、ゴルフ場に散布される農薬等は計画流入水質に影響が無いものと考えてよろしいでしょうか。また、万が一農薬等の影響が明らかになった場合、性能保証事項は免責とさせて頂きたくお願い致します。
18	要求水準書 設計・建設業務編	P6	第1章	第5節							関係法令の遵守	土木建築工事に係る準拠基準についての優先度は、両括弧数字の小さい方を優先する考え方でよろしいでしょうか。 (31) 日本建築学会建築工事標準仕様書 (32) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気 設備工事編、機械設備工事編） (34) 千葉市土木工事共通仕様書 の場合に31, 32, 34の記載事項の基準に相違がある場合は、（31）を優先する。
19	要求水準書 設計・建設業務編	P6	第1章	第6節							官公署申請への協力	工事範囲にて貴市申請書面を建設事業者が作成協力する場合の 窓口については、本工事担当監督部門である貴市環境局資源循環部廃棄物施設整備課様との調整と考えてよろしいでしょうか。
20	要求水準書 設計・建設業務編	P7	第1章	第11節							工事範囲	既存浸出水処理施設の一部設備について、整備・改造等をしての利用をご提案することは可能でしょうか。利用する場合には、その設備の運営維持管理は見込みます。
21	要求水準書 設計・建設業務編	P8	第1章	第11節	8)	(1)					事前調査	事前調査の実施時期をご教示ください。また、調査結果については、建設事業者は無償で提供していただけたと考えてよろしいでしょうか。
22	要求水準書 設計・建設業務編	P9	第2章	第1節	3	2)					貴市及び建設事業者も予知できない事項	予知できない事項の具体的な事案としては、地震・水害・天災・テロ等の事案及び現在の技術的な見解では実証・判断できない事象、現象等と考えてよろしいでしょうか。
23	要求水準書 設計・建設業務編	P9	第2章	第1節	3	2)					建設事業者の責任	事前に予知できないものは完備することは求めないが、予知ができないことにより設計図書に記載がなくても本施設の機能を保証する責任はあるということでしょうか。その場合、保証内容によっては、契約変更の協議は可能であると考えてよろしいでしょうか。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答	
24	要求水準書 設計・建設業務編	P10	第2章	第1節	6	1)	(3)				使用機材の承諾について	使用機材のうち事前に試験成績書等を提出して承諾を得る機材等の対象としては、規格品（JIS製品等）を除くものとし、提出範囲等については、事前に協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	規格品への該当の有無にかかわらず、提出し本市の承諾を得るものとします。詳細については、設計・建設業務において協議し決定するものとします。
25	要求水準書 設計・建設業務編	P11	第2章	第1節	8						技術者の配置について	その他主要な従事者及び作業者の経歴書及び職務分担表を提出しとありますが、その他主要な従事者、作業者とは、具体的にどのような職務の者が該当するとお考えでしょうか。	土木工事、建築工事、建築設備工事、プラント工事（機械設備、電気設備）等の主任技術者、担当技術者について示していただくことを想定しています。
26	要求水準書 設計・建設業務編	P12	第1章	第1節	10	2)	(1)				運転指導	本施設に配置される職員等に対し とありますが、「職員等」とは、運営事業者として運営維持管理業務に従事する者を指すとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(1)	②			保証期間	（１）プラント工事の②その他の施設及び設備とは具体的には何をお見込みでしょうか	浸出水処理施設に付帯又は関連して整備する施設及び設備（技術提案による設備を含む）を想定しています。
28	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(2)	②			保証期間	（２）土木建築工事の②建築物における雨水の浸入を防止する部分とは外壁部の建具、外壁、屋根の部分も含むものと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。 なお、地階の躯体に対する地下水の浸入についても対象となります。
29	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(2)	③			保証期間	シーリング材の保証期間10年とありますが、耐用年数が10年に及ばないため、補修や交換を含めての保証期間と理解してよろしいでしょうか。	10年保証いただけない場合は、補修や交換等にて対応いただくものとします。
30	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(2)	④			保証期間	その他の施設及び設備とは、浸出水処理施設の建築設備及び第2章第7節の関連施設工事（造成工事（盛土）など）の理解でよろしいでしょうか。また、盛土工事に関し、竣工時の目標とする許容残留沈下量について、参考となる数値がありましたらご教授願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、盛土の許容残留沈下量は、隣接する現有施設の状況、現地の地質状況、及び土地利用計画等を踏まえ、設計・建設業務において協議して決定するものとします。
31	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)	(2)				保証期間	『屋根防水工事、防食工事等については、「公共建築工事標準仕様書」等を基本とし建設事業者・防水工事施工者・防水メーカー連名にて保証年数〔10年〕を明記した保証書を提出すること』とありますが、屋根防水工事については防水メーカーからの保証書の提出は難しいため、建設事業者・防水工事施工者の連名での提出とさせていただきます。	要求水準書の記載のとおりとします。
32	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)					保証期間	「保証期間中に生じた設計、施工及び材料ならびに構造上の欠陥、破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造もしくは取り替えを行わなければならない」とありますが、保証期間中における施設運営によって生じる摩耗・劣化・消耗についてはその後の欠陥・破損・故障につながらないよう整備計画を立案し必要費用を見込むことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
33	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	1)				保証期間	「ただし本市の誤操作及び天災などの不測の事故」とありますが、天災などの不測の事故とは天災その他不可抗力事象が原因である場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、天災などの基準としては、「千葉市土木工事共通仕様書1-1-38不可抗力による損害2.設計図書で定めた基準と同等と考えてよろしいでしょうか。」	前段につきましては、お見込みのとおりです。 後段の「千葉市土木工事共通仕様書1-1-38不可抗力による損害」に記載の基準については、契約書第30条第1項に規定する工事中の不可抗力による損害に関する基準であり、保証期間中に生じた損害に対する不可抗力の判断基準ではありません。 天災などの基準として明確に定めたものはなく、その事象の程度と被害状況に応じて協議するものとします。
34	要求水準書 設計・建設業務編	P13	第2章	第1節	11	2)				総合的な点検の実施	「引き渡し後の保証期間中、～ 年1回（保証期間中に3回及び2回）の総合的な点検を実施」と記載がありますが、プラント設備工事については保証期間（3年）中に3回、土木建築工事に関しては保証期間（2年）中に2回との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書 設計・建設業務編	P14	第2章	第1節	11	3)				保証期間における破損・故障等	破損及び故障が建設事業者の帰責でないと明らかな紫外線などによる変色劣化、床面歩行等の通常の運転管理による摩耗・傷等については、建設事業者の負担外と考えますが、よろしいでしょうか。	当該劣化や摩耗・損傷等の原因が建設事業者の帰責ではないと建設事業者が証明した場合は、負担外となります。
36	要求水準書 設計・建設業務編	P14	第2章	第1節	11	4)	(5)			処理機能の確保	性能保証事項として「設計時の処理工程別処理機能（処理工程別水質）を確保する」との記載がありますが、水質の性能は水量・水質の変動に対し処理工程全体で維持するもので、工程別の水質を性能保証事項とすることは困難です。性能保証事項としては第1章第4節1「排水に関する基準値」に留めて頂くようお願いいたします。	要求水準書の記載のとおりとします。 性能保証事項の「処理機能の確保」については、保証期間中において変動する水量・水質に対して、処理工程別の水質が常に維持されていることを保証するものではなく、施設の竣工に向けて実際に納入した設備が、設計で計画した処理機能を確保していることを確認するものです。また、性能試験にあたっては、原水が著しく計画水質と異なる場合等には、原則として機能検査等の検査結果などにより確認することとしており、性能保証事項として特別に困難な項目ではないと考えます。 なお、要求水準書に記載のとおり、保証期間中において、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成したうえで、性能確認試験を行っていただきますが、所定の性能及び機能を確認できない場合には、建設事業者の責任において速やかに改善することを求めます。
37	要求水準書 設計・建設業務編	P15	第2章	第1節	12	1)				契約不適合責任	「設計の内容が契約に適合しない場合」と記載がありますが、「4) 契約不適合確認の基準」に基づき疑義が生じた場合に実施設計成果物において建設事業者が帰責事由がある債務不履行が確認された場合と考えてよろしいでしょうか。また調査の結果建設事業者が帰責事由がなかった場合の調査費用については求償協議に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段については、帰責事由の有無にかかわらず、不適合が確認された場合を指します。 後段については、要求水準書p15に記載のとおり、原因究明に要する費用について事業者負担とします。ただし、調査は合理的な疑いがある場合にのみ実施するものとします。
38	要求水準書 設計・建設業務編	P15	第2章	第1節	12	1)				契約不適合責任	「施工の内容が契約に適合しない場合」と記載がありますが、「4) 契約不適合確認の基準」に基づき疑義が生じた場合に実施設計成果物等に記載した種類、品質または数量に不適合が確認された場合とされた場合と考えてよろしいでしょうか。	要求水準・事業者提案との不適合が確認された場合であり、実施設計成果物に限られません。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
39	要求水準書 設計・建設業務編	P15	第2章	第1節	12	1)	(2)	①	イ)	施工の契約不適合責任	①プラント工事のイ)その他の施設及び設備とは具体的には何をお見込みでしょうか	No. 27の回答を参照してください。
40	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12	1)	(2)	②	イ)	施工の契約不適合責任	②土木建築工事のイ)建築物における雨水の浸入を防止する部分とは外壁部の建具、外壁、屋根の部分も含むものと考えてよろしいでしょうか	No. 28の回答を参照してください。
41	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12	1)	(2)	②	ウ)	施工の契約不適合責任	シーリング材の契約不適合責任期間10年とありますが、耐用年数が10年に及ばないため、補修や交換を含めての契約不適合責任期間と理解してよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照してください。
42	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12	1)	(2)	②	エ)	施工の契約不適合責任	その他の施設及び設備とは、浸出水処理施設の建築設備及び第2章第7節の関連施設工事（造成工事（盛土）など）の理解でよろしいでしょうか。また、盛土工事に関し、竣工時の目標とする許容残留沈下量について、参考となる数値がありましたらご教授願います。	No. 30の回答を参照してください。
43	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12	1)	(2)	②		施工の契約不適合責任	『屋根防水工事、防食工事等については、「公共建築工事標準仕様書」等を基本とし建設事業者・防水工事施工者・防水メーカー連名にて保証年数〔10年〕を明記した保証書を提出すること』とありますが、屋根防水工事については防水メーカーからの保証書の提出は難しいため、建設事業者・防水工事施工者の連名での提出とさせていただきます。	No. 31の回答を参照してください。
44	要求水準書 設計・建設業務編	P16	第2章	第1節	12	3)				契約不適合検査	「本検査で契約不適合と認められる部分」とありますが、4)契約不適合確認の基準での考え方に基づき疑義が生じた場合に実施設計成果物において建設事業者に帰責事由がある債務不履行が確認された場合と考えてよろしいでしょうか。また、調査の結果帰責事由が事業者ではなかった場合の調査費用については、求償協議に応じていただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
45	要求水準書 設計・建設業務編	P17	第2章	第1節	12	6)				契約不適合責任期間中の点検、整備及び補修	「引渡し後プラント工事3年間、土木建築工事2年間（ただし、調整槽及び水槽の防食については10年間）における本施設に係るすべての定期点検（法定点検を除く）」とありますが、要求水準書P13に記載の「総合的な点検の実施」と併せて実施することよろしいでしょうか。	実施可能なものは「総合的な点検の実施」と併せて実施することを可とします。
46	要求水準書 設計・建設業務編	P23	第2章	第3節	1	4)				特記事項	『4）工事車両の待機は建設地内で行う』と記載がありますが、建設地内が狭隘な為、工事状況によっては建設地内での工事車両の待機が困難な場合もございます。その際は、交通誘導員を配置して対応すると考えてよろしいでしょうか。	原則、工事車両の待機は建設地内で行うものとなりますが、計画書作成の上本市の承諾を得た場合には、建設地外の用地を事業者の責任において確保して工事用仮設用地として活用することができるものとします。 なお、工事状況によって建設地内及び工事用仮設用地での工事車両の待機が困難な場合であっても、道路交通法及びその他関係法令を遵守した対応をすることとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
47	要求水準書 設計・建設業務編	P23	第2章	第3節	1	5)				特記事項	「工事用車両により、既存道路が傷んだ場合は～」と記載がございますが、着手前の状況と竣工時の比較で復旧を行うとの認識でよろしいでしょうか。また対象範囲は建設用地に接する部分の前面道路エリアと判断してよろしいでしょうか。	前段については、着手前の状況と損傷を認識した時点の比較で、都度復旧を行うこととします。後段については、お見込みのとおりです。
48	要求水準書 設計・建設業務編	P24	第2章	第5節	1	1)				工事基準面	「工事区域の確認しやすいところに仮基準点を設け～定期的に確認する」と記載がございますが工事基準点はどの点よりレベル移行を行えばよいでしょうか。また定期確認はどれくらいの頻度、期間確認が必要でしょうか。また添付資料№3「造成高検討参考図」上記載のFHとTPのレベル関係をご教示いただけますでしょうか。	測量報告書に掲載されている近傍の基準点等を参考としてください。確認頻度は、定期的に、かつ、地震等の異常があった際に必要に応じ実施するものとします。詳細は、設計・建設業務において協議し決定するものとします。なお、FH（計画高）はT.P.12.7を計画しています。
49	要求水準書 設計・建設業務編	P24	第2章	第5節	3	3)				監督員及び施工監理員事務所規模	本市監督員及び施工監理員の事務所必要面積等に指定がある場合は、ご教示をお願いします。また、監督員事務所が、本工事による掘削工事等により本施設敷地内に配置できない場合は、別途借地等に設置することの協議に応じていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	本市監督員及び施工監理員が重点監理（非常駐）を行うことを予定していますが、詳細な事務所必要面積については、設計・建設業務において協議するものとします。既存処理場も含めて本施設建設用地外の用地を事業者の責任において確保し活用する場合には、計画書作成の上、本市の承諾を得るものとします。
50	要求水準書 設計・建設業務編	P27	第2章	第6節	1	1)	(1)	⑤		汚泥処理	汚泥処理について、「5時間以下／日、5日以下／週」と書いてありますが、例えばメーカーのほうで3時間で運転する、週に2回運転する、という自由な設計条件で構わないということでしょうか。	お見込みのとおりです。「5時間以下／日、5日以下／週」の条件のもと、ご提案に委ねます。
51	要求水準書 設計・建設業務編	P58	第2章	第6節	3	1)	(6)	②		床勾配について	床勾配に関して、床の洗浄が想定される室のみ勾配および排水溝を設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、床の洗浄が想定される室については設計・建設業務において協議し決定するものとします。
52	要求水準書 設計・建設業務編	P58	第2章	第6節	3	2)	(1)			施工方法	施工方法について「土木・建築設備は基本的に建築扱いとする」と記載がございます。出来高管理に関しても同様建築扱いと考えてよろしいでしょうか。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。
53	要求水準書 設計・建設業務編	P58	第2章	第6節	3	2)	(2)	①		地質調査資料について	腐植土に関する詳細な地質調査を行った資料等ございましたらご提供いただけますでしょうか。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
54	要求水準書 設計・建設業務編	P59	第2章	第6節	3	2)	(4)	③		防水混和材	コンクリート工事に記載されている水槽部のコンクリートには防水混和剤を使用とありますが、具体的な混和剤名をご教示ください。	設計・建設業務において協議し決定するものとします。
55	要求水準書 設計・建設業務編	P59	第2章	第6節	3	2)	(4)	③		防水混和材	防水混和剤を使用した場合JISもJASS5からも外れますが、配合試験を実施することで問題ありませんか。	要求水準書p59に記載のとおり、防水混和剤使用の場合、コンクリートJIS認定工場にて混和材メーカーと協議の上、調査計画書をメーカーと連名で提出してください。また、材料品質性能を確保するため、コンクリート工場にてメーカー技術者の立合いの上、調査、混練を行うものとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
56	要求水準書 設計・建設業務編	P62	第2章	第6節	3	2)	(11)	②	イ)	各室配置等	各室の配置について、「イ」必要に応じて・・・」とございますが、維持管理上必要な室の選定については任意と考えて宜しいでしょうか。	原則、各室を求めますが、合理的な提案を妨げるものではありません。不要な室がある場合は、理由書の提出を求めます。
57	要求水準書 設計・建設業務編	P62	第2章	第6節	3	2)	(11)	②	ウ)	建屋内の下足使用に関して	「建屋内は下足使用を原則とする。」と記載がございますが居室部分においては内履使用でも可能でしょうか。	ご提案に委ねます。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
58	要求水準書 設計・建設業務編	P62	第2章	第6節	3	2)	(11)	③		各室内部仕上げ	各室の必要面積・配置階に関して、施設機能及び維持管理上適切な計画を行い、ご提案しても宜しいでしょうか。	ご提案に委ねます。設計・建設業務において協議し決定するものとします。
59	要求水準書 設計・建設業務編	P63	第2章	第6節	3	2)	(11)	③		各室内部仕上げ	会議室に関して、想定している使用人数及び使用用途ございましたらご教示願います。	使用人数は最大20人、使用用途は本市と事業者の打合せを想定しています。
60	要求水準書 設計・建設業務編	P65	第2章	第6節	4	1)	(1)	①	1	受変電設備(高圧受電:引込設備)及び配線工事	新規施設は既存施設とは別途回線として電力契約、高圧電力引込みを行えるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書 設計・建設業務編	P65	第2章	第6節	4	1)	(2)	④	4	高圧進相コンデンサ	高圧進相コンデンサ1式(上記に収納。2バンク以上に分割する。)と記載がありますが、上記(変圧器盤)に収納する場合、低圧進相コンデンサとしても宜しいでしょうか。また、高圧進相コンデンサ2バンク以上との記載ですが、高圧進相コンデンサを変圧器の励磁補償用1バンクとし、低圧進相コンデンサにて同様の力率改善を図る構成は可能でしょうか。	原則、要求水準書の記載のとおりとしますが、合理的な提案を妨げるものではありません。最終的には設計・建設業務において協議し決定するものとします。
62	要求水準書 設計・建設業務編	P67	第2章	第6節	4	2)	(2)	④		既設調整槽設備の遠隔監視	既存調整槽設備で使用しているコルソスにルーターを追加することで、コルソスに取り込んでいる信号を遠隔発信するとあります。既存コルソスへのルーターを追加して信号の遠隔発信と元々の音声通報機能は共存できないため、既設調整槽設備のコルソスは遠隔発信機能専用とし、中央監視設備を経由しての音声通報と考えてよろしいでしょうか。 また、現状の既存調整槽設備のコルソスでは動力停電、電灯停電、ポンプ故障、水位異常の警報信号を音声通報しておりますが、左記の項目を状態監視として中央監視設備へ取り込むという認識でよろしいでしょうか。また、流量情報及び異常等は新規追加するという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書の記載のとおりとします。要求水準書に記載のない事項についてはご提案に委ねます。
63	要求水準書 設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	1	1)				敷地造成	「伐採・抜根・粗造成を行い」とありますが、建設用地内には既設構造物・地中埋設物などではなく、それらに伴う撤去・処分工事は発生しないと判断して宜しいでしょうか。また、地中埋設物等は発生した場合には、別途工事と考えて宜しいでしょうか。	用地買収時に耕地整備はされていなかったため、埋設物はないものと考えていますが、地中埋設物等が発生した場合の対応については、別途協議するものとします。 なお、P73及び添付参考図面No. 17に示すとおり、農業用水管が埋設されていますが、これらの撤去は事業範囲内となります。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答	
64	要求水準書 設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	1	1)					敷地造成	敷地造成レベルについて、施設配置計画等に適したご提案をしても宜しいでしょうか。	添付参考図面を参考に設計GLをご検討ください。 なお、より安全で合理的な提案を妨げるものではありません。
65	要求水準書 設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	1	1)					敷地造成	予期せぬ地中埋設物について、定義をお見込みでしたらご教示願います。	予期せぬ地中埋設物について、明確な定義はありません。 地中埋設物等が発生した場合の対応については、別途協議するものとします。
66	要求水準書 設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	2	1)	(6)				構内道路及び駐車場	『（6）本施設の土木建築工事において、千葉市新港清掃工場より発生する溶融スラグを可能な限り利用すること。』と記載がありますが、溶融スラグを利用する際の問い合わせ先をご教示下さい。	入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
67	要求水準書 設計・建設業務編	P72	第2章	第7節	2	3)					調整池について	本事業は「雨水流出抑制指導基準」における（表-2）雨水流出抑制対象表上の流出係数による抑制計算にて調整池の容量計算を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、基準の運用について関係機関から指導がある場合が想定されます。関係機関と協議の上、最終的には設計・建設業務において協議し決定するものとします。
68	要求水準書 設計・建設業務編	P73	第2章	第7節	4	1)					既設導水管撤去	既設導水管の撤去工事範囲は既存敷地内も一部含まれているように思われますが、前面道路の範囲のみの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
69	要求水準書 設計・建設業務編	P73	第2章	第7節	4	2)					放流配管	放流配管の放流口マンホールの図面を提示願います。	放流口マンホールの図面はないため、設計時に必要に応じて現地調査を実施して下さい。
70	要求水準書 設計・建設業務編	P73	第2章	第7節	4	2)					放流配管	放流配管のルートは、建設用地から水路を横断して既設敷地内を通すこととなりますが、基本、架空及び現況地盤上部に設置する考え方でよろしいでしょうか	添付参考図面を参考に ご検討ください。 なお、より安全で合理的な提案を妨げるものではありません。
71	要求水準書 設計・建設業務編	P73	第2章	第7節	4	3)					既存農業用水管撤去工事	既設農業用水管の撤去工事について、工事可能な時期の指定がございましたらご教示お願い致します。	撤去時期は水田の耕作時期を避けるものとして工事工程をご検討ください。撤去範囲は建設用地内及び道路用地内（隣接民地の手前まで）のすべてとしますが、施工方法など詳細については、印旛沼土地改良区との協議が必要です。
72	要求水準書 運営維持管理業務編	P5	第1章	第3節	2	表2					電気主任技術者（第3種）	運営事業者が「みなし設置者」となることで、電気工作物の保安監督業務を担う電気主任技術者（外部業者）に再委託することを許可していただけたと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書 運営維持管理業務編	P5	第1章	第3節	3						保険への加入	建築物を対象とする火災保険については貴市が加入している共済により補償されるため、運営事業者としては損害賠償保険とは別に火災保険へ加入する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	火災保険の加入は求めていませんが、運営事業者による火災保険の加入を阻むものではありません。なお、建物総合損害共済については、建物総合損害共済業務規程及び建物総合損害共済業務規程施行細則を参照してください。 (https://www.city-net.or.jp/regulation/archives/category/part-09)

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
74	要求水準書 運営維持管理業務編	P5	第1章	第3節	4					本施設等の使用	本施設の見学者が自らの責で場内の器物を破損した際は、運営事業者の責で原形に服する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	原則、帰責者の負担により原状復帰するものとします。
75	要求水準書 運営維持管理業務編	P9	第2章	第2節	1	4)				植栽管理業務	頻度が年2回とありますが、草刈りについては年2回として、剪定及び倒木の処理については必要に応じて実施するとの認識で宜しいでしょうか。	草刈り及び剪定については年2回とし、倒木の処理については必要に応じて実施とします。
76	要求水準書 運営維持管理業務編	P10	第2章	第2節	2	1)	(1)	表7		流入水量・放流量・電気使用量実績	流入水量データについて平成25年度は209,239㎥となっておりますが、昨年12月に公示されました実施方針では231,339㎥と記載がございました。正となる数値をご教示願います。	要求水準書に記載の「209,239㎥」が正です。
77	要求水準書 運営維持管理業務編	P10	第2章	第2節	2	1)	(1)	表7		既存浸出水処理施設の流入水量・放流量・電気資料量実績	「※日々の管理データの記録を行っており、要請があった場合に提供する。」とありますが、各データをご提供をお願い致します。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
78	要求水準書 運営維持管理業務編	P12	第2章	第2節	2	1)	(2)	表9 表10		既存浸出水処理施設の流入水質・放流水質	日毎又は月毎の管理データの記録があれば、ご提供をお願い致します。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
79	要求水準書 運営維持管理業務編	P14	第2章	第2節	2	1)	(3)			放流水質（管理基準）	質問No17とも関連し、万が一ゴルフ場で使用する農薬等の影響が明らかになった場合、放流水質（管理基準）については協議させて頂きたくお願い致します。	放流水質（管理基準）は、公共用水域に放流する場合に対する総理府令、「千葉市廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱」に定める「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」（維持管理基準）、地元同意規程、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令から設定しているため、協議による変更等は認められません。農薬等の影響に関わらず、流入水質が計画流入水質を超過した場合においても、放流水質（管理基準）を遵守するものとし、この処理に係る追加費用については協議に応じます。
80	要求水準書 運営維持管理業務編	P15	第2章	第2節	2	2)				脱水汚泥搬出業務	既存浸出水処理施設の維持管理における脱水汚泥量の実績データがあれば、ご提供をお願い致します。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
81	要求水準書 運営維持管理業務編	P16	第2章	第2節	2	3)	(1)	⑤		小修繕の定義	建築設備の更新 とありますが、ここでの建築設備とは要求水準書設計・建設業務編P64（12）建築設備に該当するものであり、建屋の防水や水槽の防食などは含まれない認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書 運営維持管理業務編	P18	第2章	第2節	2	5)				植栽管理の内容	植栽管理を再委託した場合、発生した選定枝や刈草などの廃棄物の排出事業者は委託者、受託者、再委託業者の何れと定義されますでしょうか。	実際に剪定や草刈りを行う者（再委託業者）が排出事業者となります。なお、要求水準書 運営維持管理業務編p42に「除草後、集積・運搬をする場合は、運営事業者にて実施し」と記載していますが、これは再委託の選択も含めて運営事業者側で実施することを示したものですので、植栽管理業務を再委託する場合には、再委託業者が排出事業者として集積・運搬を実施してください。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
83	要求水準書 運営維持管理業務編	P19	第2章	第2節	4	3)	(1)			電気	再生可能エネルギー電力の購入利用率について、提案時と著しい世情の変化（紛争等）により、電力費の著しい高騰や電力事業者の倒産等が生じた際は、利用率の変更等について、貴市と協議の場を設定頂けますようご検討願います。	電力費の著しい高騰に対しては入札説明書添付資料-3「対価の支払い方法について」P3に記載のとおり対応します。電力事業者の倒産が生じた場合には、調達先を変更してください。 原則、利用率の目標値の変更は認めません。
84	要求水準書 運営維持管理業務編	P20	第2章	第2節	4	7)	(1)			地元要望	地元要望へ対応する際に協力すること がありますが、「地元要望」として想定される内容がありましたらご教示願います。	主な地元要望としては施設見学などがあり、運営事業者による補助を想定しております。なお、土日祝日を含む通常業務時間外に対応して頂く場合があります。
85	要求水準書 運営維持管理業務編	P20	第2章	第2節	4	7)	(2)			地元要望	本施設等の見学者等に対して必要な対応を行うこと。とありますが、ここでいう見学者とは、P22に示す行政視察を指し、受付・調整・案内の対応は貴市の業務範囲という理解で良いでしょうか。また、必要な対応 については、運営事業者として施設・設備システムの説明等の見学者対応に相当する業務を貴市と協力して対応する という認識で宜しいでしょうか。	前段については、行政視察だけでなく一般見学者への対応を含みます。後段については、行政視察の場合はお見込みのとおりですが、一般見学者の場合は受付・調整・案内・説明の対応を運営事業者が行うこととします。 なお、既存の長期包括事業においては、平成25年度から令和3年度までに、行政視察及び一般見学は0件です。
86	要求水準書 運営維持管理業務編	P29	別表1							下田最終処分場の補修計画（参考）	下田最終処分場において、浸出水調整槽および処理水槽の清掃・水槽防食塗装の施工実績があれば、内容・工期を教授願います。	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。 施工実績は以下のとおりです。 【槽清掃】その1 浸出水送水ビット、その2 浸出水送水ビット、調整槽、汚水ビット→H29年度実施、令和7年度まで予定なし（目安：10年に1回程度、工期は1ヵ月） 【防食塗装】平成25年4月から現在まで実績なし それ以前の履歴は不明
87	要求水準書 運営維持管理業務編	P30	別表2							下田最終処分場の既設設備仕様（参考）	次の土木構造物の構造図を教示願います。 ・その1 浸出水集水ビット（その1 処分場集水ビット） ・その2 浸出水集水ビット（その2 処分場集水ビット） ・調整槽（調整槽設備） ・汚水ビット（汚水ビット設備） ・作業空間（汚水ビット設備） ・汚水送水ビット（汚水送水ビット）	参考資料を提供します。提供を希望される場合は入札説明書に記載の入札に関する担当部署へご連絡ください。
88	落札者決定基準書	P6	別表	(2)	イ					再生可能エネルギー電力の購入利用率	施設の購入電力に対する再エネ購入利用率の数値目標について、未達の場合はペナルティはあるのでしょうか。	要求水準書 運営維持管理業務編において、数値目標を達成することを要求水準として定めており、目標未達の場合は入札説明書添付資料4のとおり対価を減額します。
89	落札者決定基準書	P6	別表	(2)	イ					再生可能エネルギー電力の購入利用率	評価基準とされている「施設の購入電力に対する再エネ購入利用率」の「施設」とは、埋立処分地を含みますか。	再生可能エネルギー電力の購入利用率について評価の対象とする施設は新設浸出水処理施設に限ります。（埋立処分地や既存浸出水処理施設は含みません。）
90	落札者決定基準書	P6	別表	(3)	7					最終処分場の早期安定化を図るための対策	埋立処分場（現、跡地利用としてゴルフ場）に対する提案は、可能でしょうか？	埋立処分場に対する提案は可能ですが、ゴルフ場の運営に支障が生じる提案は認めない場合があります。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
91	提出書類の作成要領	P4	6	ウ						インデックス	様式ごとにインデックスを挿入することとありますが、インデックスには書類名ではなく様式番号を記載する形で宜しいでしょうか。	様式番号の記載で問題ありません。
92	様式集	様式7-1								入札価格内訳資料	様式7-1の固定費・変動費は様式7-4～7-8と整合をとる必要がありますか。	固定費については、各年度均等に支払いをするため、様式7-1の「3. 入札価格年度別内訳」の「①固定費相当分」は様式7-4の固定費内訳書の年度ごとの総計と整合をとる必要はありません。（全運営期間の総費用については合計が合うように整合をとってください。） 様式7-1「3. 入札価格年度別内訳」は以下のとおり入力してください。 ①固定費相当分の「※2」については、様式7-4の固定費の総計を15.25年で均等割りした金額を計上します。固定費の「※1」については、3か月分（均等割りした金額の4分の1）の金額を計上します。それぞれ、千円単位で端数処理を行い、令和7年度において端数調整をしてください。 ②変動費相当分については、様式7-4の年度ごとの総計欄の金額を計上してください。 なお、様式7-4の明細が様式7-5、様式7-6、様式7-7、様式7-8となります。
93	様式集	様式7-4								運営業務委託費_変動費内訳書	既入力されている「年間浸出水処理量(m3)」の数値は、要求水準書 運営維持管理業務編P10表7の放流量「平均（直近10年）」をベースとしたものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	様式集	様式7-6								〔固定費〕費用明細書（維持管理費（点検補修費））	浸出水処理施設（点検補修費）の記載要領に「5）令和7年度（令和8年1月～令和8年3月）から令和10年度（令和10年12月）までの点検補修費相当分は、上記に含めないこと。」とありますが、これは要求水準書設計・建設業務編のP15においてプラント工事の保証期間が3年であることが関係しているものと考えますが、土木建築工事の保証期間（2～10年）とは異なります。土建設備に係る点検補修費も踏まえ、令和8年1月～令和10年12月の期間については、事業者にて適宜、セルの斜線の有無を決定して作成しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	様式集	様式7-6								〔固定費〕費用明細書（維持管理費（点検補修費））	令和7年度（令和8年1月～令和8年3月）から令和10年度（令和10年12月）までの期間における法定点検費については、セルの斜線を削除して入力する形で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	様式集	様式7-7								〔固定費〕費用明細書（人件費）	「必要な法的資格等」に記載されている資格について、事業運営上不要と考える資格があれば、「●」は付さなくても宜しいでしょうか。一例として、「公害測定者」（「公害防止管理者」と読み替えます）については、本施設では設置義務はないものと考えますので、空欄としても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
97	様式集	様式7-7									〔固定費〕費用明細書（人件費）	「必要な法的資格等」に記載されている資格について、運営事業者をみなし設置者とし、電気主任技術者（及び保安業務）を専門業者に再委託する場合は、「●」ではなく「再委託」と記載して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	様式集	様式7-7									〔固定費〕費用明細書（人件費）	職種については兼任も可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	様式集	様式7-7別紙									運営体制（運転人員及び運営体制）	記載要領に「3）運営体制図は、運転管理体制に加え維持管理の体制を含めた内容とすること。」とありますが、運転管理体制と維持管理体制の違いについてご教示ください。	運転管理体制は、本施設に常駐する日勤者の体制となります。維持管理体制は、本施設の点検、補修等の整備、汚泥の搬出等を行う体制（人員に限らず委託先の企業も含む）を記載してください。
100	様式集	様式8-7									再生可能エネルギー等設備の導入	再生可能エネルギー等設備に対する積極的な導入について、その効果として想定発電量を記載した場合、その発電量未達によるペナルティはあるのでしょうか。	この評価項目は施設の機能・性能を評価するものであるため、提案した仕様の設備を設置することが技術提案書に定めた要件となります。 なお、提案時に想定した発電量が運営段階において確保されなくても対価の減額は行いませんが、施設機能の適正な維持管理を怠っている場合には、要求水準未達と判断する場合があります。
101	建設工事請負契約書（案）	P2	第2条	第2項							関連工事の調整	「千葉市下田最終処分場の利用者」とありますが、具体的に誰を想定されていますか。	見学者や薬品を納品する業者などの正当な理由で施設に立ち入る者を想定しています。
102	建設工事請負契約書（案）	P9	第26条	第3項							賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更	「物価指数等に基づき」と記載ありますが、貴市で想定されている物価指数がございましたらご教示願います。	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）などが想定されますが、具体的には設計期間中の協議によって決定します。
103	運営業務委託契約書（案）	P2	第4条	第2項							契約の保証	契約保証金の額は「年間委託費を15.25で除した額の100分の30」とありますが、「業務委託費を15.25で除した額の100分の30」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。契約時に訂正します。
104	運営業務委託契約書（案）	P2	第4条	第5項							契約の保証	業務委託費の変更があった場合、契約保証金の額は「変更後の業務委託費を20で除した額」とありますが「変更後の業務委託費を15.25で除した額」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。契約時に訂正します。
105	運営業務委託契約書（案）	P4	第8条	第2項							第三者の使用	「事業者提案書に基づき、本業務の実施過程で生ずる脱水汚泥の運搬業務を（以下「運搬企業」という。）に実施させる」とありますが、事業者提案時に運搬企業を確定しなくともよろしいでしょうか。	事業者提案時までには運搬企業を確定する必要はありません。なお、契約書に関しては、契約時点の状況に応じて変更します。
106	運営業務委託契約書（案）	P4	第8条	第2項							第三者の使用	脱水汚泥の三者契約は、「本契約締結後速やかに、運搬企業とともに発注者との三者間で運搬業務委託契約を締結」とありますが、運営維持管理期間の始期までに締結すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外に関する質問）への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
107	運営業務委託契約書（案）	P6	第13条	第2項						業務計画書	翌年度の事業計画を前年度の6月末までに出すというのは、早すぎるのではないのでしょうか。	既存の長期包括事業においても6月末の事業実施計画書の提出を求めている、市の確認を踏まえ、8月末日までに確定させる要領にて対応しております。
108	運営業務委託契約書（案）	P12	第28条							不可抗力について	「不可抗力」の事由として、日本国外で発生した事象が本事業に影響を及ぼすことが認められる場合は該当すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	運営業務委託契約書（案）	P13	第29条							不可抗力によって発生した費用等の負担	国外の紛争等の不可抗力によって物価変動が引き起こされた場合の取扱い、第18条（業務委託費の見直し）と第29条（不可抗力によって発生した費用等の負担）のどちらが適用されますか。	不可抗力及びその他契約に定める規定（物価変動等）双方が適用されることはありません。ご質問の場合には、原則第18条で対応するものと考えますが、個別の事案ごとに協議によって決定いたします。